

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

世羅町（以下、「本町」という。）は、国道・県道・町道が張り巡らされた交通熟度の高い地域であり、平成 27 年には中国横断自動車道尾道松江線（通称中国やまなみ街道）が全線開通したことにより、更に交通アクセスに恵まれた地域となっている。

歴史的には、平安朝より紀州高野山の荘園「大田庄」、江戸時代は石見銀山街道の宿地、米所・穀倉地帯、交通の要衝として繁栄してきた。戦後は山をきり拓いて畑地を造成し、梨栽培等先進的な協業経営体が誕生し、平成 8 年頃から果樹観光、花観光、6 次産業の推進が図られ、総観光客数は年間 200 万人を超える一大観光拠点として成長している。商工業も地域性を活かし立地、雇用を死守してきた。

一方で、昭和 30 年以降人口減少が続き、近年では少子高齢化が急激に進展してきた。中小企業においては、企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題に直面している。現状を放置するとこれまで形成されていた本町の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本町の取組として事業者に対して企業立地奨励金助成制度を講じ企業の育成に努めてきたが、引き続き本町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、事業の成長的・持続的発展につながる企業の取組を支援していくことは、焦眉の急を要する重要課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の一つとなり、広島県中東部において更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 7 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農業を中心に製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実

現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、本町中心部連坦地区、周辺部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は本町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農業を中心に製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。よって、本計画において労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月18日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。